旅館・ホテル営業

法···旅館業法、令···旅館業法施行令、規···旅館業法施行規則、条···東京都板橋区旅館業法施行条例、区細···東京都板橋区旅館業法施行細則

審査項目	基		準	根	拠	霍	Ž	査	内	容	等
旅館・ホテル営 業について	この法律で「旅館・ホテ/ 受けて、人を宿泊させる 業以外のものをいう。			法第2条第2項							
	この法律で「宿泊」とは、をいう。	寝具を使用して	前項を利用すること	法第2条第5項		行為が社会性	を有して行	われればすべ		一。ただし、労働	をもち、かつその 基準監督署の監 よります。
						ものを徴収するは、すべて含る	ることをいい まれます。た	、宿泊に関して	宮泊の代価の全 長な食事代の実	全部または一部	の代価に当たる を徴収する場合 通念上食事代と
						・ 利用者が自 適用を受けま [*]		を持参して使用	する場合も、「紅	寝具を使用して	」に該当し、法の
						・ 時間単位で	で利用する旅	色設であっても	 夏具を使用する	る限りは適用され	! にます。
						泊者のいる部 められ、利用の	屋を含め施 D期間(おお	設の衛生上の さむね1か月未	維持管理責任 満)、目的等か	が経営者にある らみて、宿泊者	条体的にみて、宿 らと社会通念上認 が宿泊する部屋 対象施設となりま
								運航(行)とする 去は適用されま		その主要な用	途が運航(行)に
許可	旅館業を営もうとする者は区長)の許可を受けなテル」又は「簡易宿所」の宿」を営もうとする場合に	なければならない。 の許可を受けた者	。ただし、「旅館・ホ が、当該施設で「下	法第3条第1項		• 板橋区保領	建所長委任法	規則により保健	所長の許可とな	なります。	

審査項	1	基	準	根	拠	審	ř	査	内	容	等		
	申請者が下記の	各号に該当するとき	は、許可されない場合がある。	法第3条第2項	Ę								
	機能の障害により		に行うことができない者(精神の 行うに当たつて必要な認知、判 できない者)	法第3条第2項 規第1条の2	頁第1号								
	2 破産手続開始	の決定を受けて復	権を得ない者	法第3条第2項	第2号								
	く処分に違反して	(罰金以下の刑に処	の法律もしくはこの法律に基づ せられ、その執行を終わり、又 ら起算して3年を経過していな	法第3条第2項	頁第3号		館業法上	の処分に違反し 人 ・使用 人 その			ご犯したことにより		
申請者	4 法第8条の規定 3年を経過してい		肖され、取消しの日から起算して	法第3条第2項	頁第4号	許可を取り消さ 刑法第	された場合 174条、第	175条、第182	条又は第183	条の罪			
	律第77号)第2条	第6号に規定する。 よった日から起算し	上等に関する法律(平成3年法 素力団員又は同号に規定する て5年を経過しない者(第8号に	法第3条第2項	頁第5号	売春防	止法第2章 春、児童ポ	等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する罪 法第2章に規定する罪 、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護					
	法定代理人(法定		能力を有しない未成年者でその っる場合においては、その役員 当するもの	法第3条第2項	頁第6号								
		、その業務を行う役」 当する者があるもの	員のうちに第1号から第5号まで	法第3条第2項	頁第7号								
	8 暴力団員等が	その事業活動を支	配する者	法第3条第2項	頁第8号								
	囲おおむね100m て当該施設の清潔	mの区域内にある場	が、次に掲げる施設の敷地の周 合において、その設置によっ 、く害されるおそれがあると認め	法第3条第3項		おおむね1 旅館の敷地ま	00mとは、 での最短路	110メートル程 <u>/</u> 巨離とします。	施設等との距離	は、その敷地から			
			交(大学は除く)及び認定こども 車携型認定こども園	法第3条第3項	頁第1号	※就学前の子	学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関す				する法律		
[B	・ 児童福祉法第 認定こども園を除		る児童福祉施設(幼保連携型	法第3条第3項	頁第2号								
場所	• 社会教育法第	52条に規定する社会	会教育に関する施設	法第3条第3項	頁第3号				- 3. 力 _ 担 (·亚?— 9.4— 9\			
	・ 学校教育法第 相当するもの。	5134条第1項に規定	定する各種学校の教育課程に	条第2条第1号	<u>1.</u>	・ 熱帯環境植物館(高島平8-29-2) ・ 郷土資料館(料館(赤塚5- 学館(常盤台4	-場(高島平2-24-2) (赤塚5-35-25) (常盤台4-14-1)					
	・ 図書館法第29	条第1項に規定する	図書館	条第2条第2号	<u>1</u>	・ 板橋区立公園の名称、位置及び区域等に定める区立公園 ・ 生涯学習センター(大原町5-18、成増1-12-4)							

・ 博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設 のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用 に供されるもので、板橋区規則で定めるもの。

条第2条第3号 区細第8条 東京都立公園条例に定める都立公園

許可申請書について

審査	項	頁 目	基準	根	拠	審 查 内 容 等
		申	1 申請者の住所、氏名及び生年月日(法人にあっては、そ の名称、事務所所在地、代表者の氏名)	規第1条第1	項第1号	
		請	2 営業施設の名称及び所在地	規第1条第1	項第2号	・ 法第2条の区別(旅館・ホテル営業)に則した名称を使用してください。
		書	3 営業の種別	規第1条第1	項第3号	・「旅館・ホテル営業」と記入してください。
申		記 4	4 営業施設が第5条第1項に該当(季節的な営業など)する ときは、その旨	規第1条第1	項第4号	
		載	5 営業施設の構造設備の概要	規第1条第1	項第5号	
			6 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当すると きは、その内容	規第1条第1	項第6号	・ 該当しない旨の申告書を添付してください。法人の場合は、明確に業務を行わない とわかる取締役以外は、取締役全員の申告書を添付してください。財団法人、特殊法 人等の場合代表者の他に業務を行う理事、役員についても添付してください。
請	•	添	・ 当該施設を中心として半径300m以内の住宅、道路、学校などの見取り図	区細第3条第	52項第1号	・ 見取図は、営業施設の他に法第3条第3項の施設の位置、主要道路、建物等を記載したもの、この場合教育施設等からの距離を記入してください。
			・ 建物の配置図、各階平面図、正面図、及び側面図	区細第3条第	52項第2号	
	 	<i>_</i>	・ 客室にガス設備を設ける場合は、その配管図	区細第3条第	52項第3号	・ ガスの元栓を明記してください。
		1叮	・ 法人の場合は、定款又は寄付行為の写し及び登記事項 証明書	区細第3条第	52項第4号	
		畫	・ 土地及び建物に係る登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し	条第1条の2 区細第3条第		
書		П	・ 所有者等の利用許諾を証する書類	条第1条の2 区細第3条第		
		類	・ 区分所有権(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年 法律第69号)第2条第1項に規定する区分所有権をいう。)の 対象である場合は、管理規約	条第1条の2 区細第3条第		
		手数料	• 22,000円			・申請時に必要です。
許可事			申請書に記載した事項(営業の種別を除く)を変更したときは、10日以内にその営業施設所在地を管轄する都道府県知事(板橋区長)にその旨を届け出なければならない。	規第4条		・ 板橋区保健所長委任規則により保健所長への届出となります。
	届について	1 営業者の住所、氏名の変更			・ 改姓、改名、法人事務所所在地及び代表者の変更です。法人の代表者の変更は、 登記事項証明書により確認させていただきます。	
			2 施設の名称の変更			・施設の移動は新規許可となります。・町名変更、廃置分合による変更については必要ありません。
			3 増改築等による変更			・ 構造設備が著しく変更されていて、構造設備が同一性を失っていると認められる場合は新規許可です。 ・ 施設のおおむね50%以上の改築又はおおむね100%以上の増築及び増改築の
			(※簡易宿所に変更する場合は新規許可となります。)			場合は新規許可となります。

承継承認申請書

審查項	頁目	基準	根	拠		審	查	内	容	等			
		営業者が当該旅館業を譲渡する場合において、譲渡人及び 譲受人がその譲渡及び譲受けについて都道府県知事(板橋 区長)の承認をうけたときは、譲受人は営業者の地位を承継 する。	法第3条の2 規第1条の3		. ,	 板橋区保健所長委任規則により保健所長への申請となります。 旅館業の許可施設を営む者が事業を譲渡する場合は、事業譲渡の前に譲渡人と記受人が承認を受けなければなりません。譲渡後に承認申請がなされた場合は、新規記可となります。 <譲渡を証する書類について> 契約書の写し等、譲渡人と譲受人両名の合意に基づいて、事業を譲り受けることを証する書類で、以下の事項が記載されていること。 							
	書	1 譲受人の住所、氏名、生年月日 (法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)	規第1条の3第	51項第1号									
		2 譲渡人の住所、氏名、生年月日 (法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名)	規第1条の3第	31項第2号									
譲渡による承継	載	3 譲渡予定年月日	規第1条の3第	51項第3号		・譲渡人の氏名及	び住所						
る手座	事	4 施設の名称及び所在地	規第1条の3第	1項第4号		(法人にあっては主・譲受人の氏名及		在地、法人名及	とび代表者氏名))			
		5 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当すると きは、その内容	規第1条の3第	31項第5号		(法人にあっては主	の氏名及び住所 らっては主たる事務所の所在地、法人名及び代表者氏名) 業許可に関する事業を譲渡する旨						
	添付	・ 旅館業の譲渡を証する書類	規第1条の3第	52項第1号									
	書類	・ 譲受人が法人の場合は、譲受人の定款又は寄付行為の 写し及び登記事項証明書	規第1条の3第	52項第2号		事業譲渡に伴い定 のものが必要です。	款等の変更が	ある場合には、	その一部変更	等の手続きを経た正			
	手数 料	・ 7,400円			•	申請時に必要です。)						
	申	営業者たる法人の合併の場合において当該合併について都 道府県知事(板橋区長)の承認を受けたときは、合併後存続 する法人若しくは合併により設立された法人は営業者の地位 を承継する。			. 1	版橋区保健所長委 合併登記前に法人 にた場合は、新規許	の合併の承認			記後に承認申請がな			
	書	1 合併により消滅する法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名	規第2条第1項	第1号									
	記	2 合併後存続する法人又は合併により設立される法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名	規第2条第1項	頁第1号									
合併による承継	載	3 合併予定年月日	規第2条第1項	第2号									
る手座		4 施設の名称	規第2条第1項	第3号									
			規第2条第1項										
	項	6 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当すると きはその内容	規第2条第1項	第4号									
	I	合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款または寄付行為の写し	規第2条第2項	į									
	手数 料	・ 7,400円			•	申請時に必要です。							

審査「	頁 目	基準	根拠	審 查 内 容 等
	申請	営業者たる法人の分割の場合において当該分割について都 道府県知事(板橋区長)の承認を受けたときは、分割により当 該旅館業を承継した法人は、営業者の地位を承継する。	法第3条の3 規第2条	・ 板橋区保健所長委任規則により保健所長への申請となります。・ 分割登記前に法人の分割の承認を受けなくてはなりません。登記後に承認申請がなされた場合は、新規許可となります。
	書	1 分割前の法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名	規第2条第1項第1号	
	記	2 分割により旅館業を承継する法人 名称・事務所の所在地・代表者の氏名	規第2条第1項第1号	
分割によ る承継	載	3 分割の予定年月日	規第2条第1項第2号	
Q\10\F	<u>+</u>	4 施設の名称	規第2条第1項第3号	
	事	5 施設の所在地	規第2条第1項第3号	
	項	6 法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当すると きはその内容	規第2条第1項第4号	
	添付 書類	承継する法人の定款または寄付行為の写し	規第2条第2項	
	手数 料	・ 7,400円		・ 申請時に必要です。
	申	営業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の営んでいた旅館業を引き続き営もうとするときは、その相続人は、	法第3条の4	・ 板橋区保健所長委任規則により保健所長への申請となります。
	請	被相続人の死亡後60日以内に都道府県知事(板橋区長)に申請して、その承認を受けなければならない。	規第3条	・ 被相続人死亡後、60日以内に承認申請をしてください。
	書	1 申請者の住所、氏名、生年月日並びに被相続人との続柄	規第3条第1項第1号	
	記	2 被相続人の氏名及び住所	規第3条第1項第2号	
相続によ	載	3 相続開始年月日	規第3条第1項第3号	
る承継	事	4 施設の名称及び所在地	規第3条第1項第4号	
	項	5 法第3条第2項各号(第7号を除く)に該当することの有無 及び該当するときは、その内容	規第3条第1項第5号	
	添付	戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し	規第3条第2項第1号	・ 相続人全員の名前が確認できるものをご用意ください。
	書類	・同意書	規第3条第2項第2号	・ 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継 すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書が必要です。
	手数 料	• 7,400円		・申請時に必要です。

構造 設備基準

審査項目	基準	根拠	審 査 内 容 等
	1客室の床面積は、7㎡(寝台を置く客室にあっては、9㎡)以 上であること。	令第1条第1項第1号	・ 面積は、内法で測定します。
客室共通	1客室の細則で定める構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。	区細第12条第1項	・ 宿泊者が通常立ち入る部分の面積であり、宿泊者が立ち入らない部分である押入れ、床の間等は含みません。
	収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構 造であること。	条第7条第2号ウ	
寝具	十分な数量を有すること。	条第7条第3号	
	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者 の確認を適切に行うための設備として規則で定める基準に適 合するものを有すること。	令第1条第1項第2号	・ 善良風俗の保持上、宿泊しようとする者との面接に適している玄関帳場又はフロントを設けてください。ただし、次のすべてを満たし、宿泊所の安全や利便性の確保ができている場合には、玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備を備えているものとして、玄関帳場又はフロントを設置しないことができます。
玄関帳場等	 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入の状況の確認を可能とする設備を備えていること。 	規第4条の3第1号 規第4条の3第2号	(1)事故が発生した時その他の緊急時における迅速な対応のための体制の整備がされていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、原則徒歩10分程度で職員等が駆けつけることができる体制を想定しているものであること。 (2)営業者自らが設置したビデオカメラ等により、宿泊者の本人確認や出入りの状況の確認を常時鮮明な画像により実施すること。 (3)鍵の受け渡しを適切に行うこと。
			・ 管理棟により管理する場合には、適当なフロントを設け、車により入場するものを十分に確認できる構造としてください。
換気、採光、 照明、防湿及 び排水	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有するこ と。	令第1条第1項第3号	・空気の取入口は、汚染された空気を取り入れることのないように、適当な位置に設けてください。・窓のない客室は設けないでください。・排水を適正に処理できる設備を設けてください。
	睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に 得られる構造であること。	条第7条第2号イ	
寝具	宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。	条第7条第3号	

審査	項目	基	準	根	拠	審	査	内	容	等
浴室	•浴槽	浴槽及び洗い場には、排水に さの排水口を適正な位置に設	こ支障が生じないよう適切な大き けること。	条第7条第4号	ア	必要ありません。7 場合、及び経営の	ただし、入浴させる対 目的は宿泊者のみ	対象が宿泊者 メを対象とする	に対する入浴技 場合であっても	公衆浴場法の許可は 是供の範囲を超える な宿泊者以外の者の 衆浴場の適用を受け
		共同用の浴室又はシャワー室 及び利用形態等を勘案し、十 こと。		条第7条第4号	イ					
		ろ過器等を使用して浴槽水を 造設備の基準によること。	循環させる場合には、次の構	条第7条第4号	ウ					
		ろ過器は十分なろ過能力を が設置されていること。	さ有し、ろ過器の上流に集毛器	条第7条第4号	ウ(ア)	・ ろ過器は、1時	間あたり浴槽の容量	量以上のろ過能	能力を有するも	のにしてください。
						・ 集毛器は毎日 造のものにしてくが		こめ、容易に蓋	をが取り外せる な	など、清掃しやすい構
		ろ過器のろ材は、十分な逆ただし、これにより難い場合にる構造であること。	洗浄が行えるものであること。 は、ろ材の交換が適切に行え	条第7条第4号	ウ(イ)		先浄できる砂等の材 な管理の中で容易に			能なものについては、
		循環させた浴槽水を、打たい構造であること。	せ湯、シャワー等に再利用しな	条第7条第4号	ウ(ウ)	が高いため、レジニとを禁止します。	オネラ属菌汚染のリ	スクの高い循:を浴槽水面の	環浴槽水を打た 上部から補給	そのを吸引する可能性 たせ湯等に使用する する方式についても ます。
		・ 浴槽からあふれた湯水を再	i利用しない構造であること。	条第7条第4号	ウ(エ)	い。これは、オー/ であり、レジオネラ 再利用が新鮮な》	ベーフロー溝を含め 属菌発生の温床と	た回収槽の系なる可能性がより、浴槽水中	系統全体は、衛 高いこと、及び	槽を設けないでくださ 生管理が非常に困難 オーバーフロー水の につながること等の理
		・ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛止するための措置が講じられた。	きまつの吸引等による事故を防た構造であること。	条第7条第4号	ウ(オ)	飛まつを吸引する	ことのないよう、飲月	用禁止の表示・	や入浴者が落。	が誤って飲用したり、 とし込み部分に近づ の措置を講じてくださ
		・循環水取入口は、入浴者の 置が講じられた構造であること	D吸込事故を防止するための措 。	条第7条第4号	ウ(カ)		は、目皿等を設置す がは、取入口の流速			止する構造としてくだ ください。
			装置その他の微小な水粒を発は、点検、清掃及び排水が行え	条第7条第4号	ウ(キ)		を使用する場合は、)難い場合は、取入			見入しないように屋内 どさい。

審査項	目	基準	根拠			審		査		内		容	等
		宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備 を有すること。	令第1条第1項第5号	1								工、共同洗面所	の給水栓の数に
洗面設備				条第1項第5号 ・ 宿泊者の利用しやすい場所に設置してください。また、共同洗面所のついては、以下の個数を設けるよう努めてください。 合計定員 5人以 6~ 11~ 16~ 21~ 26人~30人 数 1 2 3 4 5 6 参 1 2 3 4 5 6 - 合計定員が31人以上の場合 30人を超えて10人(10人に満たない)とする。)を増すごとに1を6に加算した数 条第1項第6号 ・ 便所を付設していない客室を有する階には共同便所を設けてください。 合計定員 5人以 6~ 11~ 16~ 21~ 26人~30人 下 10人 15人 20人 25人 数 2 3 4 5 6 7 ・ 合計定員が31人以上300人以下の場合 30人を超えて10人(10人に数は、10人とする。)を増すごとに1を7に加算した数・合計定員が301人以上の場合 300人を超えて20人(20人に満たな人とする。)を増すごとに1を34に加算した数 条第1号 条第1号 条第1号 条第1号	-								
		共同洗面所を設ける場合には、その設備の給水栓は、適当 な数を有すること。	条第7条第7号			数	1	2	3	4	5	6	-
		3.3.C 17 / 3 = 50									10人(10人に満たない	ハ端数は、10人
		適当な数の便所を有すること。	令第1条第1項第6号	<u>1</u>									
					合	計定員						26人~30人	
便所]	便所は、宿泊者の利用しやすい位置に設け、収容定員に応	A http://whice			数	2	3	4	5	6	7	
		じ、適当数を有することとし、共同便所を設ける場合には、男子用、女子用に分けて適当数を備え付けること。	余弟7余弟0号		数は、 · 合計	10人とする ト定員が30	5。)を増 01人以_	すごとに との場合	こ1を76 全 300	こ加算し 人を超え	た数		
		調理場を設ける場合には、次の構造設備の基準によること。	条第7条第1号										
調理場		・ 宿泊者の食事の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、構造設備については、食品衛生法第51条の規定に基づく飲食店営業の施設基準に適合するものとすること。	条第7条第1号ア										
		共同自炊用の調理場は、宿泊者の自炊の需要を満たすことができるよう十分な広さを有し、適当な調理設備を備え付けること。	条第7条第1号イ										
		客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。	条第7条第5号										
ガス設備	ガス設備	・ 専用の元栓を有すること。	条第7条第5号ア										
		・ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。	条第7条5号イ										

奢	至 查 马	頁 目	基	準	根	拠	審	査	内	容	等
	その他	隠	その設置場所が学校等の敷地の 区域内にある場合には、当該学校 をして客に遊興若しくは飲食をさ 幸心をそそる恐れがある遊技をさ 内部を見とおすことを遮ることがで	交等から客室又は客の接待 せるホール若しくは客に射 せるホールその他の設備の		第7号	・ 教育施設等からよ の内部を教育施設等				及びホール等の施設 ください。
		飲 用 水					・ 井戸水を飲用等にもに、水道法に準じた。				新生確保に努めるとと

特 例

審查項目	基準	根拠	審 査 内 容 等
	旅館・ホテル営業、簡易宿所営業のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるものその他特別な事情があるものであって、規則で定めるものについては、それぞれ該当各号に掲げる基準を適用しないことができる。	令第2条、規第5条、	・ 季節的営業の営業期間は、原則として3ヶ月以内です。特例の規定を適用しないと やむを得ない施設については、例外として年間9ヶ月まで認めます。
			・ 建築基準法、消防法上適合しないことのみでは、季節的旅館ではありません。
			・この許可にあたっては、関係機関の意見や地域特性を考慮し、総合的に判断します。
			※基準の特例については、個別に対応します。
	1. キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節 に限り営業する施設	規第5条第1項第1号	
	2. 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の 低いもの	規第5条第1項第2号	
	3. 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設	規第5条第1項第3号	
	4. 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に 関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に 係る施設	規第5条第1項第4号	

衛生管理基準

項	目	基		根	拠	内	容	等
		営業者は、営業の施設について、換気、採光、照明 の他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければな		法第4条				
換	気	換気のために設けられた開口部は、常に開放しては	おくこと。	条第4条第1号ア	,			
		機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこ	<u>-</u> ک	条第4条第1号イ	,			
採光	• 照 明	照明設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の 業務上の必要な照度を満たすものとすること。)安全衛生上又は	条第4条第2号				
防湿		排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水のいようにしておくこと。	の排水に支障のな	条第4条第3号				
寝	共	布団及び枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カと。		条第4条第5号ア				
		シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊 濯をすること。	者ごとに交換し、洗	条第4条第5号イ				
		寝具は、適切に洗濯、管理等を行うこと。		条第4条第5号ウ	7			
ガス		宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガ いての注意書を提示しておくこと。	えの使用方法につ	条第4条第6号ア	•			
(客室内に	設ける場合)	元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でな こと。	ければ開放しない	条第4条第6号イ	•			
浴	室	 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給する 	こと。	条第4条第7号ア	•			
		浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし 浴槽水をろ過する浴槽にあっては、毎週1回以上換 と。		条第4条第7号イ		・水質の悪化が見られる場合	合は、換水の頻度を	を増やしていくこと。
		共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に	ニ満たしておくこと。	条第4条第7号ウ	7			

項	目	基準		根	拠	内	容	等
		貯湯槽を使用するときは、次の措置を講じること。	:	条第4条第7号工	:	・ 貯湯槽とは、レジオネラ属 上の湯水を保温しながら貯留		
		・ 貯湯槽内部の状況について随時点検し、1年に1億 消毒を行い、汚れ等を除去すること。		条第4条第7号工 区細第9条第1項	į	・ 土ぼこりが混入しないよう 膜の形成などによる内部の3 検(月1回以上)を実施し、1 ださい。	汚れの状況等を確 認	忍するため、定期的に点
						・ 貯湯槽(温泉スタンドを含きは、内部でレジオネラ属菌た湯を排出し、内部の清掃を	が繁殖している可能	能性があるので、溜まっ
		・ 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。		条第4条第7号工 区細第9条第2項	.(イ) [・貯湯槽では、レジオネラ属 いて、湯の補給口から底部に してください。また、これにより の消毒に準じて実施し、レジ ください。	こ至るまで60℃以」 り難い場合の塩素剤	とになるよう温度を保持 別による消毒は、浴槽水
		ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次 <i>0</i> と。	の措置を講じるこ	条第4条第7号才				
浴	室	・ ろ過器は1週間に1回以上逆洗浄等を行い、生物 た汚れを除去するとともに、内部の消毒も行うこと。		条第4条第7号才 区細第10条第1:				
		・ 浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回に行うこと。		条第4条第7号才 区細第10条第2				
		・ 集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、 ること。		条第4条第7号才 区細第10条第33				
		・ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残につき、0. 4mg以上になるように保つこと。ただし、合には、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行たし、第2号に掲げる方法により浴槽水の消毒を行うラミン濃度が1リットルにつき3ミリグラム以上になるよ	これにより難い場 うものとする。だ 場合は、モノクロ	条第4条第7号才 区細第10条第4:	·(エ)	塩素剤以外の消毒方法 ・温泉の泉質等のため、塩 系薬剤による消毒とその他の 菌、銀イオン、光触媒などの ラミンにより消毒を行う方法を	の方法による消毒(消毒方法)の併用を	オゾン殺菌、紫外線殺
		(1) 塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消 方法 (2) モノクロラミンにより消毒を行う方法	肖毒とを併用する			・ 塩素による消毒が困難なは、循環設備を使用しない(ください。	泉質の温泉や浴用	

項	目	基準	根	拠	内	容	等
	・ 浴槽水については、1年に1回以上水質検査を行い、レジオネラ属 菌が検出されないことを確認すること。		条第4条第7号表 区細第10条第5				

項目	基準	根	拠	内 容 等
洗 面 設 備	洗面所は、洗面用として飲用に適する湯又は水を十分に供給し、適切に清掃し、常に清潔に保つこととし、洗面設備には、石けん等を常に使用できるよう備えること。	条第4条第8号		
人 共 用 物 品	客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。	条第4条第9号		
便 所	便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。	条第4条第10号	;	
管 理 者	営業者は、宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として 営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者と なって管理する場合は、この限りでない。	条第4条第11号	÷	
標識	営業者は、公衆の見やすい場所に営業施設の名称その他規則で定める事項を掲示するものとする。 規則で定める事項は、次のとおりとする。	条第6条		・ 複合施設や共同住宅の一部を使用する施設の場合にあっては、施設に加え、共用エントランスなどの公衆が認識しやすい箇所へも標識等を掲示してください。
(元 。	(1)営業施設の連絡先及び営業者又は管理者の蓮絡先(2)営業施設の営業の種別	区細第11条第1区細第11条第2区細第11条第2		・(2)営業施設の営業の種別について 当該施設が宿泊施設であることがわかるような文言を標識の中に記載 してください。
	(と) 呂朱旭故の呂朱の惟別	区神第二末第2	- 'T	
	営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の事項を記載し、保健所長の要求があったときは、これを提出しなければならない。	法第6条第1項		
宿泊者名簿	宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、 その作成の日から3年間保存するものとする。	規第4条の2第1	項	・宿泊者名簿は、感染症、食中毒、災害等事故発生時の調査のためのものであり、寝具を使用して旅館業の施設を利用するものは宿泊の時間とは関係なく記入します。よって休憩といわれるものでも寝具を利用する場合は宿泊者名簿に記入させてください。名簿は、3年間保存してください。また、いわゆるモーテルについては、利用自動車の車種、
	宿泊者名簿には、法に定めるもののほか、性別、生年月日、前泊地、 行先地、到着日時、出発日時、室名、国籍及び旅券番号(日本国内に 住所を有しない場合)が記載できるものでなければならない。	規第4条の2第3 区細第7条	3項	番号等をも記載させてください。

項目	基準	根 拠	内	容	等
善良な風俗	善良の風俗が害されるような文書、図画、その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。	令第3条第1号			
	善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。	令第3条第2号			
	宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。	法第5条第1項第1号	特定感染症とは、次に掲げる感染症をいいます。 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平 の年法律第114号。(以下、「感染症法」といいます。))第6条第2項 規定する一類感染症。 ・感染症法第6条第3項に規定する二類感染症。 ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症 ・感染症法第6条第8項に規定する指定感染症であって、感染症法 4条の9第1項の規定に基づく政令によって感染症法第19条もしく		
	宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為を するおそれがあると認められるとき。	法第5条第1項第2号	20条又は第44条の3第2項6 ・感染症法第6条第9項に規定	もの。	
宿泊を拒否できる 場合	宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。	法第5条第1項第3号 規第5条の6	厚生労働省令で定めるものはて、他の宿泊者に対する宿泊はるおそれのあるものとします。 ・宿泊料の減額その他のその治に関して障害を理由とするえる社会的障壁の除去を求める	に関するサービスの 内容の実現が容易 き別の解消の推進	の提供を著しく阻害す らでない事項の要求(宿
	宿泊施設に余裕がないとき。 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす おそれがあると認められるとき。	法第5条第1項第4号 条第5条第1号	・粗野又は乱暴な言動(営業者が宿泊しようとする者に対して不当な別的取扱いを行ったことに起因するものその他これに準ずる合理的が理由があるものを除く。)その他の従業者の心身に負担を与える言動交えた要求であって、当該要求をした者の接遇に通常必要とされる以		
	宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。	条第5条第2号	上の労力を要することとなるも		
	営業者は、旅館業の公共性を踏まえ、かつ、宿泊しようとする者の状況等を考慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、前項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明することができるようにするものとする。	法第5条第2項			